

令和5年4月1日付 人事異動の考え方

<基本方針>

- 1 令和5年度人事行政方針に基づき、第2次亀山市総合計画・後期基本計画の着実な推進を図るとともに緊急な行政課題の解消に向け、全体の業務量を押し量った上で適正に配置する。特に、重要かつ早急に対応しなければならない課題に対しては、新たな組織の編成や業務の組み替えなどを行い、機動的に対応できる組織とする。
- 2 これまで進めてきた事業を継承し、次の展開につなげるため、定年退職者の勤務延長の実施や任期付職員を任用し、行政経験の豊かな職員の人材活用を図る。
- 3 組織の活性化を図るため、定期的な人事異動を行い、人材育成や職員個々のキャリア形成につなげるとともに、ジョブ・ローテーションにより、組織力の強化に努める。また、職員の業務におけるストレス緩和や解消につなげる相談窓口を設置する。
- 4 国との人事交流、三重県等への研修派遣を継続的に実施し、専門知識の習得や幅広い交流機会を通じて人材の育成を図る。

<新体制の概要>

- 1 緊急的な行政課題の解消に向けた組織編成や業務の組み替えを行い、機動的に対応する。また、第2次亀山市総合計画・後期基本計画に掲げる施策の着実な推進を図るため、施策展開等と連動した人事配置を行う。

○産業環境部生物多様性・獣害対策室

生物多様性の保全に向けた取組を行うほか、有害鳥獣等による人や農作物等への被害を防止するため、関係業務を集約し、新たな室で取り組む。

○建設部都市整備課市街地整備グループ

亀山駅前整備グループを廃止する一方、引き続き中心的都市拠点における市街地再開発事業などの市街地整備や、都市公園などの都市施設の維持管理を行うため、関係業務を一部組み替え、新たなグループで取り組む。

2 市の将来都市像や都市政策を検討・調整するため、専門的見地を有する職員の新たな任期付任用を行うほか、学校給食に係る課題を整理し、事業を推進するため定年退職者の勤務延長を実施する。また、再任用職員についてはこれまで培った知識や経験を十分に発揮できる分野に配置する。

- ・任期付任用：理事（都市政策担当）
- ・勤務延長：消防長、教育部長

3 組織の活性化を図るため、定期的な人事異動を行い、人材育成や職員個々のキャリア形成につなげる。また、業務に関する職員のストレス緩和や解消につなげるため、総務財政部総務課に相談窓口を設置する。

4 国土交通省との人事交流、文化庁、三重県、三重地方税管理回収機構及び三重県立子ども心身発達医療センターへの研修派遣並びに公益的法人（亀山市社会福祉協議会）へ職員派遣を引き続き行う。

- (1) 建設部門体制強化のため国土交通省との人事交流（継続）
- (2) 県内市町の状況を包括的に理解する人材を養成するため三重県へ研修派遣（継続）
- (3) 文化財建造物部門の人材育成のため、文化庁へ研修派遣（継続）
- (4) 三重地方税管理回収機構へ研修派遣（継続）
- (5) 三重県立子ども心身発達医療センターへ保育士・幼稚園教諭を派遣（新規）
- (6) 公益的法人（亀山市社会福祉協議会）へ職員派遣（継続）

※参考《令和5年4月1日新規採用職員》 合計24人

事務職3人、技術職（土木）1人、技術職（建築）1人、保健師1人、
保育士・幼稚園教諭4人、消防職3人、給食調理員3人、医師3人、看護師5人